

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

追加議案説明書

令和6年9月

矢板市

追 加 議 案 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議に提出いたしました追加議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました追加議案は、財産の取得について（追認）4件であります。

追加議案第1号 平成30年6月12日に契約し、取得した中型自家用バスについて、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ず買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第7号まで省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

以下省略

参 考 議 会 の 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 の 取 得 又 は 処 分 に 関 す る 条 例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産

若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

追加議案第2号 令和6年4月1日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ず買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜粋）省略

追加議案第3号 令和5年6月1日に契約し、取得した矢板市文化スポーツ複合施設における簡易観覧席について、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ず買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜粋）省略

追加議案第4号 令和5年10月3日に契約し、取得した矢板市文化スポーツ複合施設におけるスポーツ用品について、条例の定めるところにより、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ず買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略

参 考 議 会 の 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 の 取 得 又 は 処 分 に 関 す る
条 例 (抜 粋) 省 略

以上が、本定例会議に提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。